

ハッ場ダム住民訴訟通信-38

08.05.14 発行

勝訴へ、偉大なる一步。

私たちが申請した証人すべてが採択されました。被告、驚愕の色隠せず。

「ほ、本当ですか」被告側の伴弁護士はポンと手を打ち、かたわらの弁護士団を振り返った後、思わず声を上げました。私たちが申請していた証人7人がすべて承認された瞬間です。

5月13日、第15回ハッ場ダム裁判は重大な局面を迎えていました。提訴から4年「この問題は政治問題である。裁判になじまない」と、裁判の却下を求める被告側は、法廷闘争のテクニクを駆使して数々の壁を築いてきました。霞ヶ浦導水事業をはじめ、行政の不正・不当、怠慢を正す幾多の住民訴訟は、この壁の前に敗訴を重ねてきました。「証人尋問までたどり着けば勝利の光が見える」私たちと弁護士団の汗と熱い思いが、幾重もの壁を破り、行政の間の中に光を見出しました。この一步は、市民社会の健全化への偉大な一步です。

まだ勝ったわけではない。

裁判は第4コーナーを回った。勝負は鼻の差になる。広田弁護士談。

今日の成果は喜ぶべきものだが、裁判は勝ったわけではない。被告が狙っていた「裁判の却下、棄却」がなくなっただけだ。勝負はこれからだ。敵性(被告側)証人を追及して「ハッ場ダムが如何に無駄なものか」を暴き出さねばならない。これからは1都5県の弁護士団をあげて総力戦になる。原告も市民も気を引き締めて戦って欲しい。

裁判報告集会は、谷萩、広田、坂本、五来、菅波の茨城弁護士団と、鹿嶋談合事件に勝訴して駆けつけた大川統一弁護士副団長、そして35人の原告・傍聴者が、勝訴を誓う会になりました。

採用された証人は次の通り(敬称略)

利水・原告側証人：嶋津暉之(茨城県の水需給計画と水余りを告発)、柏村忠志(土浦市の水道問題から県の水行政を告発)。

敵性証人：根本雅博(元茨城県水土地対策課長、2003年度水のマスタープラン策定責任者)、仙波操(前茨城県水土地対策課長、2007年度水のマスタープラン策定責任者)

治水・原告側証人：大熊孝(新潟大学教授、カスリーン台風の洪水流量22000m³/日の欺瞞性と利根川治水計画の問題点を告発)。

敵性証人：河崎和明(元国土交通省関東地方整備局河川部長、利根川水系河川整備基本方針策定責任者)、早乙女秀男(茨城県土木河川課長、茨城県の河川行政責任者)

ハッ場ダムの本体建設費は429億円。総事業費4600億円のわずか9%。

塚越恵子さん原告意見陳述で切り込む。

ハッ場ダム工期5年延長を茨城県はまともに審議もせずに承認しましたが、その陰に見出しのような事実が隠されていました。詳細は裏面の陳述書をご覧ください。なお、塚越さんは陳述書の文面に添えて次の2点を口頭で添えました。

ダム建設費429億円はコスト圧縮によって達成したとしているが、もともと危険な場所につくるダムのコンクリート量を減らすことは、危険の増大になるのではないか。

工期延長時に事業費の増額は言えないことから、まだ着手していないダム本体工事費に不足分をしわ寄せしたのではないか。1~2年後に事業費増額案が出てくるに違いない。

証人尋問は7月に集中審理

第16回裁判(利水) 7月15日(火)午前10時~12時 午後1時30分~5時

第17回裁判(治水) 7月29日(火)午前10時~12時 午後1時30分~5時

ハッ場裁判のクライマックスです。傍聴席を埋め尽くして見つめましょう。